

大井社労士事務所便り

企業のメンタルヘルス対策の取組状況

◆長引くコロナ禍によるメンタルヘルスの問題

新型コロナの影響で、様々な面からメンタルヘルスの問題が取り沙汰されることが増えてきました。長引くコロナ禍により不安や孤独を感じる人も多いのではないのでしょうか。働く人にとっては、労働環境がガラッと変化したことで、メンタルに影響を受けている人も少なくないようです。

◆小規模の事業所では約半数で対策がとられていない

厚生労働省が公表した令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、労働者数50人以上の事業所で94.4%（令和2年調査92.8%）、30～49人の事業所で70.7%（同69.1%）、10～29人の事業所で49.6%（同53.5%）となっています。

取組内容（複数回答）をみると、「ストレスチェックの実施」がその大半を占めており、実施が義務化されていない小規模の事業所ではメンタルヘルス対策がとられていない割合が約半数という結果になっています。

◆仕事や職業生活に関する強いストレスがある人は5割

また、同調査によれば、現在の仕事や職業生活に関して強い不安やストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は53.3%（令和2年調査54.2%）となっています。ストレスとなっていると感じるその内容（主なもの3つ以内）としては、「仕事の量」が43.2%で最も多く、「仕事の失敗、責任の発生等」（33.7%）、「仕事の質」（33.6%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（25.7%）が続いています。



◆実効性のある対策の必要性

調査では、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1カ月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は10.1%（令和2年調査9.2%）との結果も出ています。

実効性のあるメンタルヘルス対策を講じていくことは、企業の人材確保の面でも重要な課題であるといえるでしょう。

【厚生労働省「令和3年 労働安全衛生調査（実態調査）結果の概況」】

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r03-46-50_gaikyo.pdf

ワーケーションの導入を検討してみませんか？

ワーケーションは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、定義や解釈は様々ですが、休暇中の滞在先でテレワーク等を活用しながら仕事をすることを指します。コロナ禍でテレワークが普及したこともあり、場所にとられない働き方の1つとして注目を集めています。

日本経済団体連合会（経団連）は、7月に「企業向

けワーケーション導入ガイド」(以下、「導入ガイド」という)を作成し、企業におけるワーケーションの効果や実施事例、規程整備のポイントなどを公開しています。

◆導入の効果は？

導入ガイドでは、ワーケーションについて「多様な地域への滞在機会の拡大につながり、観光の活性化や地方創生の実現に資する可能性をも秘めており、政府や地方自治体でも、施策の展開が活発に行われている」と分析しています。また、企業におけるワーケーションの主な効果として以下を挙げています。

- ・生産性向上
- ・長期休暇取得促進
- ・人的ネットワークの強化
- ・採用力強化・人材確保
- ・健康増進

◆導入には規程の整備が必要

また、導入ガイドでは、ワーケーションを働く場所の決定主体の違いによって「企業型」「個人型」と分類しています。企業型ワーケーションは、出張・研修先、会社指定施設でのワーケーションが基本となり、「テレワーク規程」で地域でのテレワークの許可について定め、出張+テレワーク時の旅費の取扱いを明確にする必要があります。個人型ワーケーションは、働く場所を本人が自由に選択することができる働き方で、「ワーケーション規程(仮)」を別途作成することが望ましいとしています。

その他、導入ガイドでは、ワーケーションに必要な労務諸規程について、テレワーク運用規程の改定、労働時間把握の徹底、柔軟な労働時間制度の活用、労働災害、費用負担の明確化についての考え方や留意点について解説しています。導入をご検討の際には、当事務所にご相談ください。

【日本経済団体連合会「企業向けワーケーション導入ガイド」】

https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/069_guide.pdf

採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

9月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に